

スクールソーシャルワーカーと 教職員との効果的な協働について

—スクールソーシャルワーカーの実践記録を通して—
Effective collaboration between a school social worker (SSWr)
and the staff of a school

—From the viewpoint of the SSWr's practice example—

小沼 豊・山口 豊一

Yutaka KONUMA, Toyokazu YAMAGUCHI

要 旨

本研究では、スクールソーシャルワーカー（以下：SSWr）と教職員との効果的「協働」について、SSWrの1日の実践記録をもとに検討したものである。「協働」に関しては、「援助サービスの展開に際し、子ども抱えている問題や情報の共有を行い、援助者の専門知識を駆使した複数人による取り組み」として位置づけた。

学校での1日におけるスクールソーシャルワークを①「出勤～2時間目の授業終わりまで」、②「3時間目～4時間目の授業終わりまで」、③「5時間目～放課後まで」という3つの時間に区分して分析を行った。その結果、SSWrが教職員との効果的な「協働」を実現していくためには10の要因が重要であることが示唆された。

①【空白期間の情報の引き継ぎ】：SSWrのいない空白期間の情報を的確に引き継ぎすることである。②【情報共有の即興性】：子どもの援助サービスに関わる情報共有の際は、時間と場所を限定しないことである。③【援助要請に対する抵抗感の低さ】：気兼ねなくSSWrに援助要請できる風通しの良さを大切にすることである。④【学校生活の把握】：学校行事・教職員の出張状況を把握することである。⑤【スクールカウンセラーとの連携】：異なった専門性から援助サービスを検討することである。⑥【環境への働きかけと子どもの観察】：「環境」への働きかけと子どもへの影響について観察することである。⑦【給食室との連携】：給食員を学校内のチーム体制に取り入れることである。⑧【外部関係機関との連携における連絡・報告】：学校で得た情報を整理して連絡・報告することである。⑨【援助サービスの繋ぎ役】：必要される援助サービスを明確にするために「繋ぎ役」となることである。⑩【保護者の状況に配慮した面接時間の設定】：保護者の置かれている環境に配慮した面接時間を設定することである。このような10の要因が「協働」を実現する際には重要と考えられる。

キーワード：SSWr、SSWrと教職員との「協働」、実践記録、小学校

I. 問題と目的

I-1 子どもの抱えている問題

文部科学省の「平成 25 年度児童生徒の問題行動調査」によると、いじめの認知件数は 185,860 件（前年度より 12,249 件減少）であった。前年度より減少しているとはいえ、依然として高水準にある。そしてまた、小学生が起こした暴力行為は 10,896 件であった。この数値は現行の調査方法に変更された 2006 年度の約 3 倍になっており、10,000 件を越え過去最多であった。すなわち、子どもの問題行動の低年齢化が顕在化しているといえ、問題を抱えている小学生に対する援助方略が問われていると言える。

子どもに対しての人権侵害である「虐待」の推移をみても、60,000 件を越えて増加しており、小学生の被害が 23,488 件(35.2%)と最も多かった(厚生労働省 2014「第 9 次報告 H23.4.1~H24.3.31」)。子どもは大人から権利侵害をされやすい存在であり、各関係行政機関の「連携」が重要になる(小沼・山口, 2014)。権利侵害されやすい子どもの有する権利については、「子どもの権利条約」において 4 つの基本理念(「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」)から明記されており、問題を抱えている子どもに対して適切な援助サービス(「子どもの最善の利益」)の提供が求められている。援助サービスの提供において、学校は子どもの抱えている問題に接する機会が多いからこそ、その問題の背後にある「環境」に着目していくことも可能と言える。すなわち、「環境」に対する援助サービスの担い手である SSWr の活用という視点が重要になると言える。

I-2 スクールソーシャルワークの視点

(1) 「SSWr 活用事業」における予算措置の変化

SSWr の活用事業は、2008 年度から文部科学省の調査研究事業として開始された。「スクールソーシャルワーカー活用事業⁽¹⁾」のこれまでの取組の経緯を概観してみると、2008 年度は調査研究事業として実施対象を「都道府県」のみとしていたが、2009 年度からは補助事業として「指定都市」まで実施対象を拡充されることになった。実施対象が拡充された一方で、事業自体の予算措置に変化が生じた。すなわち、2008 年度の国庫負担 10 割(国の調査研究事業)から国の 1/3 補助事業に変更になった。この変更によって、都道府県・政令指定都市が SSWr の配置を計画したとしても、配置に要する費用の 2/3 を負担しなくてはならないという状況になった。仮に、自治体の配置計画が 150 万円であった場合、全額国庫負担であった 2008 年度では都道府県の財政負担は生じなかった。しかし、2009 年度からは SSWr 配置に要した事業費 2/3 を負担することになり、150 万円の配置計画では 100 万円の財政負担が生じることになったのである。自治体によっては、文部科学省の補助費減額に対応できずに事業を中止する状況になった。その結果、2009 年度予算は 65 県市 1,040 人予算となっていたものの、SSWr の総人数は 552 人に留まった。そこで、調査研究事業の 2008 年度から補助

事業に変更された 2009 年度以降において、実際に SSWr の配置がどのように推移していったのかをみていくことにする。

(2) SSWr の配置機関の推移

SSWr の配置人数と配置機関の推移を示した (表 1) ⁽²⁾。

表 1 スクールソーシャルワーカーの配置人数・配置機関

	実人数	都道府県 教育委員会	市町村 教育委員会	小学校	中学校	高等学校	教育支援 センター	その他
2008 年度	944	109	233	348	270	0	43	
2009 年度	552	142	194	111	136	0	20	14
2010 年度	614	188	246	95	119	3	20	4
2011 年度	722	212	295	121	115	4	17	15
2012 年度	784	226	322	173	95	13	30	10
								※複数回答

(文部科学省生徒指導室, 2013 (注 2 参照))

表 1 をみると、2008 年度と 2009 年度の SSWr の配置人数を比べると 944 人から 522 人に減少している。この要因は、予算措置の変化（調査研究事業から補助事業）の切り替えの影響が大きいと言える。しかしながら、文部科学省の資料によると、2009 年度に拡充された指定都市単独での配置は、13 指定都市に及んでいる ⁽³⁾。つまり、配置人数は減少したが配置自体そのものを取りやめるという自治体は少なく、指定都市単独の配置という選択肢として検討されることになったと言える。予算措置の変化に伴う財政負担が生じる中で、配置人数は減少しながらも配置機関が増加したことは、2008 年度の SSWr の配置が有用であったからと言えよう。例えば、丸山（2008）は、SSWr の配置校で不登校の減少に効果があったことを指摘している。そして、配置人数が 2011 年度に 722 人と増加に転じていることから SSWr の効果が認知されてきていると考えられる。

都道府県教育委員会の配置と市町村教育委員会の配置の推移をみてみると、2012 年度の都道府県教育委員会の配置は 226 人、市町村教育委員会の配置は 322 人となり 2009 年に補助事業に変更した以来もっとも多く配置されたことがわかる。そしてまた、2012 年度の小学校と中学校への配置みると、小学校の配置は 173 人中学校の配置は 95 人と推移し、補助事業に変更して以来もっとも多く小学校への配置がなされた。そしてまた、2011 年度からは高等学校への配置も確認されるようになり、子どもが抱えている問題の多様化・複雑化に SSWr は果たす役割が注目されてきていると言える。

また、文部科学省の予算補助を受けずに自治体で予算化（県予算・市町村予算）し、独自に SSWr を配置する動きも出てきている（表 2） ⁽⁴⁾。

表 2 単独経費によるスクールソーシャルワーカー設置自治体数

	市町に			都道府県に	
	配置している	配置市町村数	人数	配置している	人数
2010年度	24	83	144人	3	29人
2011年度	23	82	194人	2	10人

(文部科学省生徒指導室, 2013(注 4 参照))

自治体の単独経費による配置に関しては 2010 年度からである。表 2 をみると、単独配置している市町村の自治体数は、2010 年度では 24 あり、83 の市町村に 144 人を配置している。そして、2011 年度では、82 の市町村に 194 人を配置していることがわかる。そしてまた、都道府県の単独経費による配置は、2010 年度では 3 団体に 29 人を配置していたのに対し、2011 年度は 2 団体 10 人と減少していることがわかる。すなわち、SSWr の配置については、子どもの抱えている問題を把握し、援助サービスを展開しやすい市町村の方が効果的であるからと言えよう。SSWr がより現場に近い方が効果を発揮するという可能性については、表 1 でみた 2012 年度の都道府県教育委員会の配置よりも市町村教育委員会の配置の方が上回っていることから説明できる。そこで、現場配置が効果的であると考えられる SSWr がどのような役割や職務内容を有しているのかについてみていく。

(3) SSWr の役割と職務内容

文部科学省 (2010) は、SSWr について「問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家」と述べている。そして SSWr の職務内容に関しては、「①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関とのネットワーク構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」と明記されている (文部科学省, 2008)。そしてまた、SSWr の活用にあたっては、「学校は、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の様々な情報を整理統合し、アセスメント、プランニングをした上で、教職員がチームで問題を抱えた児童生徒の支援をすることが重要」とされている (文部科学省, 2010)。つまり、SSWr は援助サービスの展開に際し、チームによって援助サービスを検討し、子どもの取り巻く「環境」に着目して、援助資源の繋ぎ役となることが求められている。「チーム」で援助サービスを検討していくということに関して、石隈・田村 (2003) は学校心理学の立場から、担任教師が 1 人で担うのではなくチームによる援助を強調し、「複数の援助者が、共通の目標をもって、役割分担しながらチームで援助していく」と「チーム援助」を定義し、その有効性を述べている。スクールソーシャルワークは、「援助チーム」の形成をおこない、いかにして学校の教職員との「協働」を展開していけるかが重要となる。

I-3 教員を支える「協働」という視点

教員は子どもの抱えている問題だけでなく、子どもの生活に影響している家庭環境にも対応しなくてはならない。子どもや保護者の問題の対応を迫られている教員は困り感を抱いている (小野田, 2006 ;

山野, 2008)。例えば、教員の病気休職者数の推移は増加傾向にある(文部科学省, 2011)。その原因としては、保護者対応に苦慮する教員(小沼, 2014)や教員の孤立性や協働性、管理職との葛藤という組織特徴(八並・新井, 2001)などといった要因が指摘されている。このような要因が指摘される中、教員間の「同僚性」に着目した「教師用援助シート」の有効性(小沼・蘭, 2013)や教職員同士の「協働」よる取り組みの重要性が叫ばれている(淵上, 2005; 藤原, 1998)。

「協働」(collaboration)ということについて、Graham & Barter (1999)は「個人では達成できない目標に、2人以上の関係者が資源を提供し合う取り組み」と述べている。そしてまた、Daka & Mulwanda (1995)が示した「協働」の要素として「①共通の目標の設定と同意、②目標達成の責任の共有、③それぞれの専門知識を駆使した行動」の3点を指摘している。そこで本論では、「協働」に関しては、「援助サービスの展開に際し、子ども抱えている問題や情報の共有を行い、援助者の専門知識を駆使した複数人による取り組み」として位置付けたい。「協働」は子どもの援助サービスを展開し目的を達成するための重要な手段となり、スクールソーシャルワークの展開における教職員とSSWrとの「協働」が大切な鍵になると言える。しかし、実際のスクールソーシャルワークではSSWrと教職員との「協働」についての検討は十分ではなく、学校現場でのSSWrの動きを捉え分析している研究は乏しい現状である(大西, 2010)。

そこで本論では、SSWrと教職員との効果的な「協働」の在り方について検討していくことを目的とする。そのためには、SSWrの実践記録をもとにして、SSWrが実際に学校でどのようなスクールソーシャルワークを展開しているのかという具体的な働きを抽出していくことにする。

II. 方法

1. 調査協力者

調査対象は、SSWrとして6年目のA氏である。A氏は、1956年生まれ(事例当時:56歳)。社会福祉士の資格を有している。4年生大学を卒業後、改めて福祉系の大学に学士編入をする。福祉系の大学を卒業後、児童養護施設において子どもと一緒に生活をしながら、子どもの抱えている問題と向き合う。その後、1989年に相談室を開設し、不登校、ひきこもり、家庭内暴力、非行、子ども虐待などの問題にエコロジカルの視点から援助サービスを展開してきている。相談室で援助サービスを展開するとともに、2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」開始から、B市教育委員会に配置されてSSWrとして勤務している。

2. 分析資料と分析区分

A氏の小学校における1日の実践記録を分析対象とした。分析に際しては、学校で展開されている日課の時間割をもとにすることによって、SSWrの働きを明確にすることができると考え、①「出勤～2時間目の授業終わりまで」、②「3時間目～4時間目までの授業終わり」、③「5時間目～放課後まで」

の3つの時間区分を設定した。なお、勤務状況は1週間に1回6～7時間という頻度で援助サービスを展開している。

3. 倫理的配慮

実践記録の分析にあたり、A氏から了承を得ている。なお、了承を得る際には、研究に際し個人情報に配慮すること、そのために内容を変更することがあること、研究以外の目的には使用しないことを伝えた。なお事例は、プライバシー保護のため一部変更されている。

Ⅲ. 実践記録にみるSSWrと教職員との「協働」ー小学校でのスクールソーシャルワーカーの実践を通じてー

【目的】 SSWrと教職員との「協働」の促進要因を検討するために、A氏の小学校での実践記録を①「出勤～2時間目の授業終わりまで」、②「3時間目～4時間目の授業終わりまで」、③「5時間目～放課後まで」の3つの時間区分から分析を行う。

Ⅲ-1 「出勤～2時間目の授業終わりまで」の実践

表3 「出勤～2時間目の授業終了まで」のスクールソーシャルワーカーの動き

10:00-10:35	<p>【1】 出勤～2時間目の授業までの動き</p> <p>【1】-1 SSWr担当コーディネーター（生徒指導主任）と打ち合わせ。 ・1週間の学校の様子の報告を受ける。（継続して関わっているケースの状況変化についての報告） ・新規ケース（小2男児）の保護者面接が午前を設定されている旨の報告を受ける。 ・1日のスケジュール（動き）の確認。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-2 休み時間に職員室に戻ってきた新規ケース（小2男児）の担任教師との情報交換。<u>子どもの様子や担任教師の見立ての確認を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-3 2時間目の授業に向かうため職員室を出ようとした小4女児の担任教師から先月に保護者面接を行い、援助を展開してきている子どもが、「落ち着いてきた」という報告を立ち話して受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-4 小3男児の担任教師より「相談したいことがあるので、放課後に時間をとって欲しい」という要請を受ける。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-5 学校行事などの確認を行う。 ・各クラスの欠席状況を記した黒板の確認。 ・行事、教職員の出張予定などを記した掲示版の確認。 ・SSWr用の文章箱に入っているプリント（週報、学校便り・学年便り、行事予定、事務連絡など）の内容を確認し学校の動きを把握する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-6 朝から勤務を開始していたスクールカウンセラーと継続ケース・新規ケースに関して、午後に情報交換をする旨の確認を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【1】-7 予定されている子ども観察を行うために、各教室へ出かける。</p>
-------------	--

表3の「出勤から2時間目の終了時まで」のSSWrの動きをみていく。**【1】-1**で、出勤して学校でのSSWrの担当窓口であるコーディネーター（生徒指導主任）と打ち合わせをしている。打ち合わせの内容は、前回の援助サービスから1週間の子どもの状況の変化の報告に始まり、新規ケースの受付、1日のスケジュール（動き）の確認といったことを行っている。すなわち、SSWrとコーディネーターとの打ち合わせは、学校の状況を伝え（抱えている問題を伝達）・把握するとともに、どのような方針でスクールソーシャルワークを展開していくのかということを相互に確認する機能を有すると言える。そして、打ち合わせの機能を効果的なものにしていくためには、SSWrのいない空白期間の情報を的確に伝えていくコーディネーターの情報伝達能力と、受け取った情報を的確に処理していくSSWrの情報受信能力が重要になる。つまり、**【空白期間の情報の引き継ぎ】**ということが「協働」を効果的にするための要因であると位置付けることができる。

【1】-2では、SSWrは新規ケースの援助サービスの検討に際して、子どもの状況や担任教師の見立ての確認を休み時間に戻ってきた合間の時間で実施しているのがわかる。担任教師は日々教育実践に追われており、時間的な猶予がないという状況下でいかにして担任教師と情報共有できるかが重要になろう。時間と場所にとらわれずに、可能なときに情報を共有をするという**【情報共有の即興性】**と位置付けることができるだろう。**【情報共有の即興性】**は、**【1】-3**からも、担任教師から「落ち着いてきた」という子どもの状況報告を受ける際に立ち話してやり取りをしていることからわかる。

【1】-4では、担任教師から「相談したいことがあるので放課後に時間をとって欲しい」という、援助要請に対してその場で応えている。SSWrと担任教師との間の垣根が低いからこそ、気軽な援助要請を可能にしていると言える。すなわち、**【援助要請に対する抵抗感の低さ】**と位置づけることができる。

【1】-5では、SSWrは自ら子どもの欠席状況や学校行事・教職員の出張状況を黒板や掲示版で確認をして、学校生活の流れを把握していることわかる。学校文化を理解し、スクールソーシャルワークに必要な学校生活の情報収集を実施している。これは、**【学校生活（子どもの欠席状況、教職員の出張、学校行事）の把握】**と位置付けることができる。

【1】-6では、SSWrはスクールカウンセラーとの援助方針を検討する約束をしているのがわかる。外部人材であるスクールカウンセラーと連携して援助サービスにあたる準備をしていると言える。すなわち、**【スクールカウンセラーとの連携】**と捉えることができる。

このように、SSWrは出勤してから2時間目の授業終了までの間の中で、教職員との「協働」を5つの観点から実践していることがわかった。すなわち、**【①空白期間の情報の引き継ぎ】**、**【②情報共有の即興性】**、**【③援助要請に対する抵抗感の低さ】**、**【④学校生活（子どもの欠席状況、教職員の出張、学校行事）の把握】**、**【⑤スクールカウンセラーとの連携】**という5つ観点から実践することが重要であると言える。

Ⅲ-2 「3時間目～4時間目の授業まで」の実践

表4の「3時間目から4時間目の授業まで」のSSWrの動きをみていく。まず【2】-1では、1年生から3年生の全クラスと特別支援学級において、子ども観察をしている。子ども観察では、「DV環境にある子ども」、「母親の子育不安の状況下にある子ども」、「児童相談所の介入下にある子ども」といったような「環境」に困難を抱えている子どもに着目して観察を実践している。これは、SSWrの職務内容の中で述べられていた「問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ」に合致するものであると言えよう。すなわち、環境への働きかけに対する影響をクラスに入り観察していることから、【⑥環境への働きかけと子どもの観察】と位置付けることができる。そしてまた、発達障害傾向のある子どもを担当している新任教師への援助サービスを実践している。新任期において、SSWrから援助サービスを受けられるということは有益であろう。

【2】-2では、担任教師と職員室に戻りながら、気になる子どものことやその保護者の様子などについて検討している。これは、先にみてきた【②情報共有の即興性】と理解できる。SSWrと担任教師との間に、いつでもどこでも、相談することができるという風通しの良さを指摘できる。そして

【2】-3からも、観察した子どもの担任教師が戻ってきてすぐに報告と情報交換を行い、【②情報共有の即興性】を確認できた。

【2】-4では、給食室に向かい子どもの給食の食べ残し状況を把握し、気になる出来事があった際には情報を伝えてもらう「連携」体制の構築をしている。これは、SSWrの職務内容のなかで述べられていた「学校内におけるチーム体制の構築」に合致するものであると言えよう。つまり、給食員を学校内のチーム体制に取り入れており教職員との「協働」において大切である。これを【⑦給食室との連携】と位置付けることができる。

【2】-5では、SSWrはコーディネーターに対して、午前中の報告を行い午後の動きに関して確認を行っており、【②情報共有の即興性】の実践と捉えることができる。

表4 「3時間目～4時間目の授業まで」のスクールソーシャルワーカーの動き

<p>10:35-11:20 【2】-1</p>	<p>【2】3時間目～4時間の授業までの動き</p> <p>3時間目の授業 1年生～3年生の全クラスと特別支援学級に入る。 <子ども観察> ・小2男児（DV環境のため、不安定な状況にある。） ・小2女児（先週、母親面接をした子ども。母親の子育て不安がある。） ・小2と小3の再婚家庭の兄弟（虐待／児童相談所が介入し援助している。） ・小3男児（多動傾向があり、離席がある。母子家庭。） （新任教師が担任をしていることから、新任教師の援助を合わせて観察する。） ・小3と小6の特別支援学級に在籍している兄弟 （ネグレクト／児童相談所が介入し援助している。） ・本日、相談された新規ケース（小3男児）の行動観察をする。</p>
<p>【2】-2</p>	<p>・職員室に戻る途中で、<u>上記の小2女児の担任教師から子どもの学校生活で気になる点、及びその後の保護者の様子（環境）について報告を受け一緒に職員室まで戻る。</u></p>
<p>【2】-3</p>	<p>・職員室に3時間目に観察した小2男児の担任教師が戻ってきたので、観察の様子について報告を行い、最近の様子から援助サービスを検討する。</p>
<p>11:30-12:15 【2】-4</p>	<p>4時間目の授業 ・クラスに行く前に給食室に立ち寄り、<u>給食員の方々と最近の子どもたちの給食の様子（食べ残しなど）について聞き、気になる子どもや出来事があったら声をかけてくれるように依頼する。</u> ↓ 4年生の全クラスに入る <子ども観察> ・小4女児（虐待／児童相談所が介入し援助している。） ・小4男児（DVの家庭環境。子どもの被暴力。夫婦間の対立。） ・小4男児（万引き／家庭環境に配慮を要する。子どもに対して日々の状況など、積極的に声かけをかけて見守っている。）</p>
<p>13:00-13:15 【2】-5</p>	<p>・SSWr担当コーディネーター（生徒指導主任）に、午前中の子ども観察の様子を報告し午後の動きについて再確認する。 ↓ ・児童相談所と学校とが連携して援助サービスを展開しているケース（小4女児）について、生徒指導主任と教頭と<u>ミニ会議を行う</u>。児童相談所への連絡・報告についての検討を行う。 ↓</p>
<p>【2】-6</p>	<p>・校庭内にある<u>学童クラブ</u>に出向き、定例の情報交換を行う。 （定例の情報交換は、SSWrからの提案と指導員からの要望の結果、実施されているもの。子どもや保護者への対応の仕方の相談、学校と学童クラブとの連携を目的としている。） ・指導員より学童クラブで気になる子どもとして、小1男児、小2女児、小2男児の報告・相談を受ける。</p>

そして、児童相談所との援助サービスが進行しているケースに関しての連絡・報告の内容についてミニ会議で検討している。これは、SSWrの職務内容の中で述べられていた「関係機関とのネットワーク構築、連携・調整」に合致するものであると言えよう。すなわち、連携している関係機関との連絡・報告ということから、【⑧外部関係機関との連携における連絡・報告】と位置付けることができる。そして、【2】-6においても、学童クラブとの連携を実践しているのがみとれる。つまり、学童クラブと連携し援助サービスを検討しているということから、学童クラブの指導員をチーム援助の一員として捉えているのである。

このように、「3時間目から4時間目終了まで」のSSWrの動きの中から、教職員との「協働」について先述の5つに加えて3つ指摘することができる。すなわち、【⑥環境への働きかけと子どもの観察】、【⑦給食室との連携】、【⑧外部関係機関との連携における連絡・報告】の3つである。子どもの環境への働きかけとその影響を丁寧に観察していくとともに、学校内外の機関（給食室や児童相談所など）といかにして連携して協働できるかが重要になると言える。

Ⅲ-3 「5時間目の授業～放課後まで」のスクールソーシャルワーカーの動きの実践

表5の「5時間目から放課後まで」のSSWrの動きをみていく。まず【3】-1では、5年生から6年生の全クラスにおいて子ども観察をしている。そのなかでも、「性的いたずらを受けた子ども」、「家庭環境の変化により問題行動が出始めた子ども」、「発達障害のために薬を服用している子ども」、「登校しぶりが出始めた子ども」といったような子どもに対しての観察を展開しているのがわかる。これらの子どもについては、取り巻いている「環境」への働きかけを行いながら、学校生活での影響を把握している。これは先にみしてきた【⑥環境への働きかけと子どもの観察】と理解できる。

【3】-2では、校長からの援助要請を受けているのがわかる。SSWrの職務内容の中の1つとして述べられている「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」に合致するものであると言える。すなわち、校長が抱えている問題（保護者同士のトラブル、PTA活動の低迷）に対して、ソーシャルワークの視点から対応を検討することを求められている。そしてまた、学校が抱えている問題を、SSWrに開示するという事は信頼関係が構築されているということが伺える。これは、先にみってきた、SSWrに【③援助要請に対する抵抗感の低さ】のあらわれと理解することができる。

【3】-3では、コーディネーターとスクールカウンセラーそしてSSWrとがチームになって取り組んでいる援助サービスの進捗について検討している。特に、SSWrと同様に外部の専門家として捉えられているスクールカウンセラーとチームで援助サービスを検討できるということは非常に有益である。いかにして、スクールカウンセラーなどといった外部の専門家を巻き込んで、チーム体制を構築できるかがSSWrには求められていると言える。すなわち、【⑤スクールカウンセラーとの連携】であると理解できる。

【3】-4では、SSWrが学童クラブで受けた相談ケースについて、コーディネーターに報告して

いる。そして、「気になる子」として挙げられた子どもの担任教師と、子どもの様子や取り巻いている「環境」についての検討を行っている。これは、先にみてきた【②情報共有の即興性】である。そしてまた、学童クラブという他機関から援助を要するであろう子どもの情報を吸い上げて、学校に伝えていくという機能も確認できた。これは、【援助サービスの繋ぎ役】として位置づけることができる。

表5 「5時間目の授業～放課後まで」のスクールソーシャルワーカーの動き

【3】5時間目の授業～放課後までの動き	
13:55-14:40 【3】-1	<p>5時間目の授業 5年生と6年生の全クラスに入る <子どもの観察></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小5男児（被性的いたずら／定期的に本児と母親を別々に継続面接中、児童相談所が介入） ・小5男児2名（1名は家庭環境が不安定のために問題行動が顕著になってきた。1名は発達障害による服薬中のため不安定になっている。） ・小6女児（登校しぶり／クラス以外の居場所を準備し、教職員以外の大人の関わりとしてSSWrが担当になっている。） <p style="text-align: center;">↓</p>
14:40-14:50 【3】-2	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室に戻る。校長から保護者同士のトラブルの事案とPTA活動の低迷化についての相談を受け、援助サービスの検討を行う。 <p style="text-align: center;">↓</p>
14:50-15:00 【3】-3	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター（生徒指導主任）とスクールカウンセラーとSSWrとで取り組んでいる援助サービスの進捗状況の確認のため、ミニ会議を行う。 <p style="text-align: center;">↓</p>
15:05-15:55 【3】-4	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWr担当コーディネーター(生徒指導主任)に、学童クラブから相談を受けたケースについて報告をする。 ・学童クラブで「気になる子」として挙げられた子どもの担任教師が職員室に戻ってきたので、子どもを取り巻いている環境（家庭環境など）に関する情報の確認と共有を行う。そして、当面の対応について話し合う（<u>ミニ会議</u>）。
16:00-18:00 【3】-5	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（母親）面接。 ・新規の相談ケース（小2男児。母親が子育ての不安を抱えているが、その背景に家庭環境に問題がある。担任教師から生徒指導主任に相談があり、SSWrによる面接の必要性が判断された。） ・午後16:00からの時間帯でないと、来校できない事情を母親が抱えていた。 ・予想通りの複雑な家庭状況を抱えていた。しかしながら、母親が胸の内を語ることができ、孤立無援感を軽減することができた。 ・生活不安（金銭面、精神面）に対しての情報の提供や助言を行った。 <p style="text-align: center;">↓</p>
18:00-18:30 【3】-6	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のケースについて担任教師、コーディネーター(生徒指導主任)に面接の内容を報告し、今後の援助方針について話し合う。 ・1日の勤務終了

【3】-5 では、保護者の抱えている問題に対して援助サービスを展開している。保護者の置かれている環境に配慮して面接時間を設定している。つまり、このSSWrの実践から「保護者の状況に配慮した面接時間の設定」という位置付けることができる。そして、生活不安を抱えている保護者に対して、適切な援助サービスに関する情報の提供を実施し、「保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供」という職務内容を展開している。「保護者の状況に配慮した面接時間の設定」を行ったことによって、保護者の抱えている「環境」を丁寧に捉えることができたと言えよう。そしてまた、保護者との面接を通して、子どもを取り巻いている「環境」についても把握することができたことは、子どもに対するスクールソーシャルワークを検討するための重要な情報となる。

【3】-6 では、保護者との面接の内容を担当教師とコーディネーターに報告しているのがわかる。これは、先にみてきた【②情報共有の即興性】であり、情報共有をすぐに行うことによって、担任教師は子どもへの働きかけや留意することを的確に把握することができる。そして、コーディネーターとしては、学校として、いかにして保護者や子どもに対する援助サービスを展開していくのかということを検討することができる。すなわち、SSWrが保護者の抱えている環境を把握することによって、学校としての援助サービスを明確にすることを可能にしたと言える。これは、SSWrが学校と保護者の間に入り「援助サービスの繋ぎ役」としての機能を果たしたと言えよう。

このように、「5時間目の授業から放課後まで」のSSWrの動きの中から、教職員との「協働」について先述の8つに加えて2つ指摘することができる。すなわち、【⑨援助サービスの繋ぎ役】、【⑩保護者の状況に配慮した面接時間の設定】の2つである。SSWrが専門性を発揮し情報を収集・整理することによって、「子どもの最善の利益」を実現するための援助サービスの的確に捉えることができよう。だからこそ、情報を聴きやすくするための面接時間の設定や「繋ぎ役」としての機能が重要となる。

IV. 考察

本研究では、SSWrと教職員との効果的な「協働」に関して「援助サービスの展開に際し、子どもが抱えている問題や情報の共有を行い、援助者の専門知識を駆使した複数人による取り組み」として位置付け、小学校での実践記録をもとにして検討した。分析については、学校での1日におけるスクールソーシャルワークを①「出勤～2時間目の授業終わりまで」、②「3時間目～4時間目の授業終わりまで」、③「5時間目～放課後まで」という3つの時間区分から行った。その結果、SSWrと教職員との効果的な「協働」を実現していくためには、【①空白期間の情報の引き継ぎ】、【②情報共有の即興性】、【③援助要請に対する抵抗感の低さ】、【④学校生活（子どもの欠席状況、教職員の出張、学校行事）の把握】、【⑤スクールカウンセラーとの連携】、【⑥環境への働きかけと子どもの観察】、【⑦

給食室との連携】、【⑧外部関係機関との連携における連絡・報告】、【⑨援助サービスの繋ぎ役】、【⑩保護者の状況に配慮した面接時間の設定】という 10 の要因が重要であるということが示唆された。この 10 の要因は、文部科学省（2008）が述べている SSWr の職務内容（①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、②関係機関とのネットワーク構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供が実践場面）について精緻化することができ、実践場面でいかに展開されているのかを具体的に示すことができたと言えよう。以下のことが示唆された。

【①空白期間の情報の引き継ぎ】：SSWr の勤務が 1 週間に 1 回という限られた状況の中で、SSWr のいない空白期間の情報をいかに的確に引き継ぎができるかということが重要である。

【②情報共有の即興性】：教職員との効果的な「協働」においては、時間と場所に捕らわれずに SSWr と教職員の可能なときに情報を共有するということが重要である。その時間と場所を上手くみつける SSWr の働きが大切である。

【③援助要請に対する抵抗感の低さ】：SSWr と教職員との間の垣根を低くし、気兼ねなく SSWr に援助要請できる風通しの良さが重要である。

【④学校生活（子どもの欠席状況、教職員の出張、学校行事）の把握】：SSWr は、欠席状況や学校行事・教職員の出張状況などといった学校生活の流れを把握していることが大切である。

【⑤スクールカウンセラーとの連携】：外部人材であるスクールカウンセラーと連携することによって、異なった専門性から援助サービスの可能性について検討することが有効である。

【⑥環境への働きかけと子どもの観察】：子どもの取り巻いている「環境」に働きかけると同時に、子どもへの影響について観察していくことが重要である。

【⑦給食室との連携】：子どもの健康状態の把握や変化について「給食」の観点から情報収集することが重要であった。給食員を学校内のチーム体制に志向することは大切である。

【⑧外部関係機関との連携における連絡・報告】：児童相談所などといった外部関係機関と効果的に連携していくためには、学校で得た情報を整理して連絡・報告していくことが重要である。

【⑨援助サービスの繋ぎ役】：SSWr が、担任教師や保護者そして関係機関と学校との間に入り、抱えている問題に対する援助サービスを明確にして「繋ぎ役」となることが重要である。

【⑩保護者の状況に配慮した面接時間の設定】：保護者の置かれている環境に配慮して面接時間を設定することが大切である。そうすることによって、保護者の側も安心して話すことができ、抱えている問題を明確にすることができる。

以上のようにみえてきた、10 の要因は SSWr と教職員との効果的な「協働」を実現していくために必要不可欠なものとなると考える。小学生の暴力行為の件数は過去最多となり、子どもに対する虐待が増加している状況下で、子どもの抱えている問題は深刻であると言える。SSWr は、子ども抱えている「環境」に対して援助サービスを検討でき、そのためには、教職員との「協働」なしには実現で

きない。

本研究の課題に関しては、1人のSSWrを対象にして、1日におけるスクールソーシャルワークについて分析を行った。今後、10の要因の精緻化を進めていく必要がある。学校の地域性や外部人材の活用に仕方には地域格差があり、SSWrがない地域や活用が進んでいない地域も確認されている。今回検討したSSWrと教職員との「協働」は、今後の学校現場でのSSWrの導入を検討する際に有益なものとなることを期待している。

注

- (1) 2009年からの「スクールソーシャルワーカー活用事業」における制度上の位置づけは2006年に公布・施行された改正教育本法に新設された第13条にある。すなわち、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力の規定を根拠に「学校・家庭・地域の連携推進事業」として位置づけられた。「学校・家庭・地域の連携推進事業」である補助事業は、地域のニーズに応じて、SSWr活用事業を含む6つの事業の中から選択、活用する仕組みである。この枠組みには「スクールカウンセラー活用事業」も包含されている。
- (2) SSWrの配置人数と配置機関の推移について（平成25年10月、文部科学省生徒指導室生徒指導第一係に電話において確認）
- (3) 2009年度に指定都市単独で配置を行った自治体は、「札幌市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、広島市、北九州市、福岡市」の13の指定都市であった。（平成21年6月、文部科学省生徒指導室生徒指導第一係に電話において確認）
- (4) 文部科学省の予算補助を受けずに（県予算・市町村予算）スクールソーシャルワーカーを配置している自治体（平成25年2月、文部科学省生徒指導室生徒指導第一係に電話において確認）

引用文献

- Daka-Mulwanda, V., Thornburg, K.R., Filbert, L., et al., Collaboration of services for children and families: A synthesis of recent research and recommendations. *Family Relations* 44(2), 1995, 219-225.
- 藤原文雄（1998）. 教師間の知識共有・創造としての「協働」成立のプロセスについての一考察 東京大学大学院教育学研究科教育行政研究室紀要, 17, 2-21.
- 淵上克義（2005）. 学校組織の心理学 日本文化科学社.
- Graham, J.R., and Barter, K., Collaboration (1999). : A social work practice method, *Families in Society* 66-13.
- 石隈利紀・田村節子（2003）. 石隈・田村式援助シートによるチーム援助入門—学校心理学・実践編 図書文化社.
- 小沼豊（2014）. 「聴く」ことから始まる保護者との関係づくり: 上手な保護者対応の考え方（特集 "不易"と"流行"をバランスよく いま求められる教師の力） 月刊生徒指導 8月号, 44(9), 35-40.
- 小沼豊・蘭千壽（2013）. 教師を支える「教師用援助シート」の有効性についての一考察—「同僚性」(collegiality)に着目して— 千葉大学教育学部研究紀要, 61, 305-311.

- 小沼豊・山口豊一 (2014). 行政機関の援助サービスにおける「連携」について—子どもの権利条約を通じて—
跡見学園女子大学文学部紀要, 49, 31-46.
- 厚生労働省 (2014). 児童虐待防止対策について
www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/k_8/pdf/s1-2-1.pdf (平成 26 年 11 月 30 日)
- 文部科学省 (2008). 『スクールソーシャルワーカー活用事業』
- 文部科学省 (2010). 『生徒指導提要』 128-129.
- 文部科学省 (2011). 『平成 22 年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について』
※病気休職者数のうち精神疾患による休職者数は、平成 13 年度の 2,503 人から平成 20 年度の 5,400 人まで急増を続けており、平成 21 年度は 5,458 人に微増、平成 22 年度に初めて減少に転じ、5,407 人となっている。
- 文部科学省 (2014). 平成 25 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」等結果について
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/10/1351936.htm (平成 26 年 11 月 30 日)
- 小野田正利 (2006). 『悲鳴をあげる学校—親の”イチャモン”から“結びあい”へ』 旬報社.
- 大西良 (2010). 不登校事例におけるソーシャルワークの実践—エコマップを用いた役割評価を中心に—
学校ソーシャルワーク研究, 5, 55-67.
- 山野則子 (2008). 子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワーク構築—教育行政とのコラボレーション—
ソーシャルワーク研究, 32 (2), 25-31.
- 八並光俊・新井肇 (2001). 教師パーンアウトの規定要因と軽減方法に関する研究—
カウンセリング研究, 34, 249-260.